

# 公益社団法人愛知県看護協会定款

## 目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
- 第3章 会員（第5条～第10条）
- 第4章 総会（第11条～第18条）
- 第5章 役員（第19条～第27条）
- 第6章 理事会（第28条～第33条）
- 第7章 職能委員会（第34条）
- 第8章 委員会（第35条）
- 第9章 事務局（第36条）
- 第10章 支部等（第37条～第38条）
- 第11章 資産及び会計（第39条～第45条）
- 第12章 定款の変更及び解散（第46条～第50条）
- 第13章 公告（第51条）
- 第14章 雑則（第52条）

## 附則

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人愛知県看護協会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会と連携し、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）の看護に関する専門教育と研鑽による看護の質の向上を図るとともに、看護職が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて訪問看護等の地域医療の推進を図ることにより、愛知県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 学術研究の振興に関する事業
- (3) 看護業務及び看護制度の改善に関する事業
- (4) 看護職の労働環境等の改善及び福祉に関する事業
- (5) 看護職の確保及び定着に関する事業
- (6) 在宅看護の推進に関する事業
- (7) 県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 愛知県内に勤務し、又は居住する看護職であって本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 看護事業に顕著な功労のあった看護職であって、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入 会)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、定款施行細則の定めるところにより入会の申込みをしなければならない。ただし、第9条の規定により除名された者が再び入会しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を負担する。

(退 会)

第8条 正会員は、何時でも定款施行細則の定めるところにより任意に退会することができる。  
2 前項の退会をもって、法人法上の退社とする。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は細則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会員である身分を失ったとき。
- (3) すべての正会員の同意があったとき。
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構成及び議決権)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (8) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会の議決を経て、会長が招集する。ただし、すべての正会員の10分の1以上から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する時は、総会の日時、場所、目的及び審議事項を開催2週間前までに、正会員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会は、出席者の中から議長団2名を選出し、うち1名を議長団の互選により議長とする。

(定足数)

第15条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第16条 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の議決は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(1) 定款変更

(2) 監事の解任

(3) 会員の除名

(4) 本会の解散

(5) その他法令で定められた事項

(委任)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し保存する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された人2名以上の者が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上24名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とし、また常務理事をおく。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の副会長、専務理事及び常務理事

をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会で選定及び解職する。
- 3 前項の場合において、理事会は、総会の議決により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、専務理事、常務理事は会長が推薦し、理事会で選定する。

（役員親族等割合の制限）

第21条 本会の理事のうちには、当該理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 6 副会長、専務理事、常務理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。
- 7 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- （2）本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- （3）総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- （4）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員任期）

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、理事及び監事は、同一職に引き続き就任するとき、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第19条で定めた役員の数に満たない場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、総会の議決によって、解任することができる。

(報 酬 等)

第26条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(役員の実任及び免除)

第27条 理事又は監事は、その職務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、職務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の議決によって免除することができる。

## 第6章 理事会

(構 成)

第28条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 保健師・助産師・看護師各職能委員長及び地区理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本会の業務の適性を確保するための体制の整備
- (6) 第27条第2項の規定に基づく役員等の責任の免除

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知

を発しなければならない。

(議 決)

第 31 条 理事会の議決は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議決の省略)

第 32 条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議 事 録)

第 33 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 職能委員会

(職能委員会)

第 34 条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 保健師職能委員会は保健師である正会員で、助産師職能委員会は助産師である正会員で、看護師職能委員会は看護師である正会員及び准看護師である正会員で構成する。

4 各職能委員会の委員長は、保健師、助産師及び看護師のそれぞれの担当の理事をもって充てる。

5 各職能委員会の委員は、理事会が選任する。

6 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 8 章 委員会

(委 員 会)

第 35 条 この定款及び定款施行細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。

3 委員会の委員は、理事会が選任する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は第29条第2項第3号の重要な職員を除き会長が行う。

## 第10章 支部等

(支部)

第37条 本会に支部を置く。

2 支部の組織その他必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事業所)

第38条 第4条第6号に規定する事業を実施するため、理事会の議決を経て、訪問看護事業並びに居宅介護支援事業を行う事業所を設置することができる。

## 第11章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の議決により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(会計の規程等)

第45条 会計に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の議決により変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の議決により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が解散等により清算する時に有する残余財産は、総会の議決により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公 告

(公告方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

## 第14章 雑 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第42条第1項の定めにかかわらず、公益社団法人としての最初の事業年度の予算書等については、認定法第21条第1項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事である会長は、中井加代子とする。

附 則

この改正定款は、総会の承認を得た日（平成25年6月20日）から施行する。

附 則

この改正定款は、総会の承認を得た日（平成29年6月22日）から施行する。